

諮問番号：令和元年度諮問第15号

答申番号：令和元年度答申第13号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 借金が収入に当たり保護費の返還対象となるとの説明が処分庁からなかったため、借金を続けたものであり、保護のしおりや収入申告書の記載は、見ることもないし、病気のため内容も理解できない。
- (2) 処分庁は、通帳の確認などにより、請求人の父（以下「父」という。）からの入金（以下「本件入金」という。）があることを早くから把握していたはずであり、そのときに指導があればすぐに借金をやめていたので、このような多額の返還額に至った原因は指導を怠った処分庁にある。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件入金は、全て父からの借入れによる収入であり、当該収入により、請求人の活用可能な資産が増加している。
- (2) 本件入金は、処分庁による事前の承認を得た上で行われた借入れではなく、使用目的も自立更生のためとはいえない。また、その他の特別な事情も認められない。
- (3) 請求人は、処分庁からの説明がなかったことを理由として原処分の取消しを求めていると思われるところ、仮に処分庁が説明を行わなかったとしても、原処分の適法性及び正当性に影響はないが、処分庁は請求人に対し説明を行っており、請求人の主張には理由がない。
- (4) よって、本件入金は、請求人世帯の資産として、法第63条による返還金の対象と判断し原処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は返還額の算定に誤りがあり過少となっているが、本件入金を法第63条に基づく返還の対象とした処分庁の判断自体に違法又は不当な点は認められない。
- 2 本件入金は、法の処理基準によれば、「仕送り、贈与等による収入」に該当

することから、原則として全てを収入認定することとなるものであるところ、本件入金の借入理由は生活費の不足を補うための費用であり、さらに、本件入金を受けることについて処分庁の事前の承認があったものとも認められないことから、本件入金は社会通念上収入として認定することを適当としないとされるもののいずれにも該当せず、これを収入認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、処分庁が、借金が収入に当たり返還の対象となるとの説明をしなかったこと、及び通帳の確認などにより請求人が借金をしていることを早くから把握しながら指導を怠ったことから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁は、適宜、収入には借金等が含まれることなど保護制度に関する周知を行っていることが認められ、請求人に個別の説明がなかったとしても、これをもって直ちに原処分が違法又は不当なものとはいえない。

また、請求人から提出された通帳の写しにより、処分庁の担当職員が原処分よりも前に本件入金について知り得る状況にあったことをもって、本件入金についての事前の承認があったものとはいえず、本件入金が収入認定除外の要件に該当しないことに影響はない。

したがって、請求人の主張は採用することはできない。

- 4 なお、処分庁は平成25年5月18日から同年7月26日までの入金額2万4,000円については消滅時効が完成しているとして返還額から除外しているが、消滅時効により返還請求することができないのは、あくまで原処分の前5年間を超える期間に支給した保護費であって、当該期間における入金額ではないことから、原処分の前5年以内に支給した保護費が全入金額の47万8,000円を超えているのであれば、全額を返還対象とすべきであり、この点において原処分は誤った保護の処理基準の解釈により行われたものと認められる。

- 5 以上のとおり、原処分は返還額の算定に誤りがあり過少となっているが、これを正すことは請求人の不利益となることから、この点については原処分を維持することが相当であり、その余の点について、本件入金を法第63条に基づく返還の対象とした処分庁の判断自体は適法かつ正当であり、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年7月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、

その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、借入収入は、「仕送り、贈与等による収入」に該当するから、原則として全て収入認定され、例外として社会通念上収入認定することが適当でないものは除かれているところ、その例外は、他法他施策による貸付金等、限定的に列挙され、かつ、貸付けに当たって保護の実施機関による事前の承認が必要とされている。

そこで本件についてみると、本件入金は請求人の生活費の不足を補うために父から借り入れたものであって、社会通念上収入認定することが適当でない例外事由に該当せず、さらに、本件入金を受けることについて処分庁の事前の承認があったものとも認められないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということはできない。

この点、請求人は、処分庁から、借金が収入に当たり返還の対象となるとの説明がなかったため、借金を続けたものであり、処分庁は通帳の確認などにより、請求人が借金をしていることを早くから把握していたはずなので、このような多額の返還額に至った原因は指導を怠った処分庁にある旨主張する。

しかしながら、処分庁は、保護開始時に、収入には借金等が含まれることなどについて記載された「生活保護のしおり」を請求人に交付し、保護制度に関する説明を行っているほか、年に1度、当該しおりの概要版を送付していることが認められる。また、処分庁の担当職員は、通帳の写しにより原処分よりも早い時期に本件入金について知り得る状況にあったが、これをもって、本件入金についての事前の承認があったものとはいえず、本件入金が収入認定することが適当でない例外事由に該当しないことに影響はないことから、かかる請求人の主張は採用することはできない。

なお、法第63条に基づく返還請求権の消滅時効期間は5年間とされているところ、原処分は、本件入金のうち平成25年5月18日から同年7月26日までの入金額である2万4,000円について消滅時効の完成を理由に返還対象額から除外し、返還額を45万4,000円と算定しているが、消滅時効により返還請求することができないのは、本件入金ではなく、あくまで原処分の前5年間を超える期間に支給した保護費であるから、本来の返還対象額は本件入金の全額に相当する47万8,000円となる。この点において処分庁は、保護の処理基準の解釈を誤り、返還額を過少に算定して原処分を行ったものと認められるが、これを是正

することは請求人の不利益となるものであるから、原処分についてはこれを取り消さず、維持することが相当である。

以上のとおり、原処分は返還額の算定に誤りがあり、本来の返還対象額より過少なものとなっていることが認められる。ただし、この点を除けば、本件入金を法第63条に基づく返還の対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子